

2020年3月12日

被保険者各位

富士通健康保険組合

[印 略]

## 被扶養者の国内居住要件等の追加について（ご通知）

先般、健康保険法等の一部が改正され、2020年4月1日より被扶養者の認定要件に「日本国内に住所を有すること（日本に住民票があること）」（以下「国内居住要件」）が追加されます。

これに伴い、具体的な国内居住要件の例外や申請に必要な添付書類に関する通知が厚生労働省より発出されましたので、下記のとおりご通知申しあげます。

なお、施行日時点で国内に住所を有さない被扶養者は、国内居住要件を満たさないことから削除の届け出が必要となりますのでご承知おきください。

記

### 1. 被扶養者認定要件の変更点

- ①国内居住要件が追加（原則、国内に住所を有する者）
- ②「日本国内に生活の基礎があると認められる者」は現に海外に居住していても認定要件を満たすこととし、「国内居住要件の例外」として取り扱う
- ③日本に住所を有する者であっても「特別な理由がある者」は被扶養者の対象から除外とする
  - a.病院もしくは診療所に入院し、医療を受ける活動を行う者およびこれらの活動を行う者の日常生活を世話する活動を行う者（「医療滞在ビザ」で確認）
  - b.1年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動を行う者（「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で確認）

### 2. 国内居住要件の例外について

日本に住所（住民票）が無くても例外として被扶養者となる者

例外として認められる事由と申請に必要な添付書類の例	
例外該当事由	添付書類の例（すべて写し）
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証（家族帯同ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等
③ 観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②に掲げるものと同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類
⑤ ①から④に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

確認書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

### 3. 国外居住の人（例外として認められる人に該当しない人）

施行日において国内に住所を有さない被扶養者は、被扶養者の要件を満たさないことになるため、原則として削除の届け出が必要です。

- ◆ 2018年9月以降、「海外扶養認定者」の手続きで認定された者のなかで、該当する対象者へは事業所経由にて個別に案内を送付いたします。

### 4. 経過措置について

国内居住要件により被扶養者から除外される者が、2020年4月1日時点で日本の保険医療機関に入院中の場合、入院期間中は引き続き被扶養者となります。

該当する場合は「入院申込書」や「入院診療計画書」等入院期間が明確に記載されている公的書類の提出が必要です。

### 5. 運用開始日

2020年4月1日

### 6. 連絡事項

- 確認書類につき上記以外の書類が提出された場合、扶養認定まで時間を要する場合がございますので予めご了承ください。
- 健康保険証の発送は、これまでの運用と同じです。

被保険者の住所が国内の場合 ⇒ 被保険者の住所に発送  
被保険者の住所が海外の場合 ⇒ 事業所宛に発送

### 7. 添付資料

- FAQ

以上

適用給付グループ：神・齋藤

内線：7129-5445、5427

外線：044-738-3010

※音声案内の【3】を押してください。

## ■ FAQ

### ～被扶養者の国内居住要件に該当する認定事務について～

① 質問	2020年4月以降に扶養手続きを行う場合、国内居住要件を確認するため、住民票の添付は必要ですか？
① 回答	はい。住民票の添付は必須です。日本に住民票がある人は、原則、国内居住要件を満たす人となります。ただし、日本に住民票があっても明らかに居住実態がない場合の国内居住要件については個別に判断いたします。
② 質問	国内に住民票を有し、国内居住要件を満たす場合には、被扶養者として認定されますか？
② 回答	いいえ。国内居住要件を満たすことのみでは被扶養者として認定されるものではありません。身分関係や生計維持関係等、従来通りの基準で認定審査を行います。
③ 質問	国内居住要件の例外に該当する場合、同居要件も満たすことになりますか？
③ 回答	いいえ。同居要件を満たすかどうかについては、従来通りの基準で認定審査を行います。海外赴任等で現地で同居している場合は、海外の公的機関が発行する居住証明書等が必要です。
④ 質問	就労を目的に海外に渡航する家族は、国内居住要件の例外としては認められないのでしょうか？
④ 回答	はい。就労を目的として渡航する者は、海外での収入により生計を立てている可能性が高く、生活の基礎が日本にあるとは言えないことから国内居住要件の例外としては認められません。
⑤ 質問	短期滞在で来日し、同居する親を、被扶養者とすることはできますか？
⑤ 回答	原則、住民登録がある者（住民票が発行される者）は、被保険者と生計を同一とし、収入が被扶養者認定基準額内であれば、申請ができます。 ただし、日本に住所を有するものであっても「特別な理由がある者」は適用除外のため認定することができません。
⑥ 質問	外国に赴任する被保険者に同行する者で現地で働く場合は、国内居住要件の例外としては認められるのでしょうか？
⑥ 回答	いいえ。「家族帯同ビザ」で同行している者で、収入限度額が扶養認定基準を満たしていれば国内居住要件の例外として認められます。ただし、「就労ビザ」等で就労を目的として被保険者に同行する者は、海外での収入により生計を立てている可能性が高く、生活の基礎が日本にあるとは言えないことから国内居住要件の例外としては認められません。